



※赤枠部分の詳細は、別紙参照

### ○審査の申出ができる事項

市内に所在する固定資産の固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に限られます。  
 なお、価格(評価額)以外の課税の内容(非課税、減免、住宅用地の認定に関する事等)について不服がある場合には、行政不服審査法に基づく審査請求を市長にすることができます。

不服申立の種類	不服の内容	不服申立て先
審査の申出	固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)	木更津市固定資産評価審査委員会
審査請求	価格(評価額)以外(非課税、減免、住宅用地の認定に関する事等)	木更津市長

